

いじめ防止のための静岡県条例ができました！

(平成28年12月制定)

静岡県では、いじめ防止対策を推進するため、「静岡県子どもいじめ防止条例」をつくりました。

社会総がかりでいじめの根絶に向けて行動しましょう。

静岡県子どもいじめ防止条例(概要)

◆ いじめの定義(第2条)

いじめとは、対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもので、インターネットを通じて行われるものも含まれます。

◆ 基本理念(第3条)

- 全ての生徒が安心して生活できるよう、学校の内外を問わずいじめをなくします。
- 生徒が、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育てます。
- 行政、学校、家庭、地域が連携し、社会総がかりでいじめを克服します。

◆ いじめの禁止(第4条)

- いじめは絶対に行ってははいけません。
- いじめを知ったら、放置してはいけません。

◆ 学校の責務(第7条)

- 学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組みます。
- いじめを見つけたら、すぐに対処します。

◆ 保護者の責務(第8条)

- 自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育てます。
- 子どもがいじめられたら守ります。
- 学校などが行ういじめの防止策に協力します。

◆ ネットいじめの防止(第13条)

- ネットいじめがなくなるよう、県は監視や適切なネット利用に関する教育などを行います。

いじめをなくすために、何ができるか書いてみよう

年 月 日 名前

いじめの一例

あなたやあなたの周りにこんないじめが起きていませんか

<p>からかわれたり、嫌なことを言われたりする。</p> 	<p>仲間はずれや、無視をされる。</p> 	<p>ぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたりする。</p> 
<p>恥ずかしいことや危ないことをされる。</p> 	<p>金品を渡すよう指示される。物を隠されたり、盗まれたりする。</p> 	<p>スマホやパソコンで悪口を言われたり、画像や動画を流されたりする。</p> 

いじめの行為により警察に通報され、法律に定める罪に問われることもあります。

<p>こんなことをされたら</p>  <p>いやな気持ち 悲しいけど、言えない だれも助けてくれない</p>	➔	<p>悩んでいるあなたは1人ではありません。必ず助けてくれる人がいます。</p>
<p>こんなことを見つけたら</p>  <p>自分には関係ない 自分もされるのが怖い 面倒なことにはかかわりたくない</p>	➔	<p>気づいているなら大人に相談しましょう。</p>
<p>こんなことをしたら</p>  <p>軽い気持ちでふざけている 困らせるのが楽しい 自分の方が相手より上だ</p>	➔	<p>相手の気持ちになりましょう。自分が同じことをされたら、どうですか。</p>

先生や身近な大人に相談したり
SOSダイヤル(裏面)を活用しよう。